



保健福祉センター

発信@みなくる

## 「子育て支援制度」のご案内

少子化対策や母子家庭の支援、障がいを持つ児童を育てる保護者支援のための総合的な対策として、下記の手当が支給されます。児童のいる家庭の生活を安定させ、また、児童の健全な成長を促す目的で制度がありますので、お知らせします。

	支給対象	支給額
児童手当	小学校卒業までの児童を養育している保護者で、所得が一定未満の方	第1子・第2子 月額5,000円 (3歳未満 月額10,000円) 第3子 月額10,000円
児童扶養手当	父母の離婚や父親の死亡などにより、父親と生計をともしない児童を18歳まで養育している方 所得制限があります	児童1人 月額41,720円 児童2人 月額46,720円 児童3人目以降 1人につき 月額3,000円を加算
特別児童扶養手当	精神や身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している方 (児童が施設入所している場合や障がいを事由とする年金を受給できる場合は支給されません)	1級 月額50,750円 2級 月額33,800円

問い合わせ先

申請の手続き方法や所得制限の内容など詳細な事項は、保健福祉課社会福祉係が担当していますので、お気軽にお問い合わせください。

みなくるでも、印鑑登録証明書と住民票の発行を行なっていますので、ご利用ください。

保健福祉センター みなくる

保健福祉課 ☎ 52 2211 FAX 39 7020  
地域包括支援センター ☎ 52 2211  
社会福祉協議会 ☎ 39 7711 FAX 52 3711